

日本学生支援機構 緊急採用・応急採用奨学金の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で日本学生支援機構の奨学金貸与を希望する学生は、情報科学研究科 教務係 まで申し出てください。

記

1. 対象者

口永良部島(新岳)噴火に係る 災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害救助法適用地域及び適用日

【鹿児島県】熊毛郡屋久島町 《災害救助法適用日：5月29日》

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

① 緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）

- ◆貸与始期：平成27年5月以降で申込者が希望する月
- ◆貸与終期：平成28年3月。ただし、「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより翌年度末（平成29年3月）まで貸与継続が可能です。その後も年度末ごとに同様の継続手続きを行うことで、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。
- ◆貸与月額：

課 程	貸与月額
修士・博士前期課程	50,000円・88,000円 から選択
博士・博士後期課程	80,000円・122,000円 から選択

② 応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

- ◆貸与始期：平成27年4月以降で申込者が希望する月
- ◆貸与終期：修業年限の終了月まで
- ◆貸与月額：

課 程	貸与月額
修士・博士前期課程 博士・博士後期課程	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円 から選択